

# 自治基本条例だより

～古賀の自治基本条例づくりの“いま”をお伝えします～

第 13 号 平成 28 年 4 月



## 第 13 回古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会を開催 市民参加の仕組みと実践について話し合いました

### 第 13 回策定委員会プログラム

1. 開会
2. とりまとめ部会からの報告・提案～前回の成果のまとめ
3. ミニ出前講座  
「ワークショップ開催等市民参加手法」  
「審議会委員等の公募」
  - ・各担当課より説明
  - ・質疑応答
4. グループでの話し合い
  - ・市民参加を進めるために大切にしたいこと、基本的考え方、各主体（市民（団体）・行政など）の役割、仕組みなどについて検討
  - ・各グループから検討内容について発表
5. おわりに

### よりよい市民参加のあり方とは

3月16日（水）、第13回古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会を行いました。

ミニ出前講座では「市民参加の仕組みと実践」に関する市の取り組みとして、「ワークショップ開催等市民参加手法」と「審議会委員等の公募」の考え方や現状について各担当課から話を聞きました。

後半のワークショップでは、4つの班に分かれ、市が実施するまちづくりにおける市民参加を進めるために大切にしたいことや考え方、様々な主体の役割などについて意見交換を行いました。

### 古賀市自治基本条例（仮称）とは

住民自治に基づく自治体運営の基本原則・理念を定めるものです。その内容は自治体によって様々ですが、まちづくりにおける市民・議会・行政の役割、参加や共働の仕組み、行政運営のルールなどの要素からなっています。

現在、公募市民等による「古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会」が中心となって条例に盛り込む内容を検討しています。



第 13 回策定委員会の様子

～自治基本条例（仮称）ができるまで～ \*進捗状況により変更になる場合もあります

平成27年												平成28年 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">今ここ</span>												平成29年			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
策定委員会												条例素案の内容検討												パブコム周知活動			
策定委員会スタート				市民対話の準備				市民対話				とりまとめ				条例素案のまとめ・市長への素案提出				議会		施行					

# 市民参加の仕組みと実践についての主な意見

今回の話し合いでの「市民参加」とは、市が実施するまちづくりにおける事業の企画や実施、評価などについて市民が（自主的に）意見や提案を行うなど、直接関与することとしています。

## 〈1班〉

- ◇市民参加は権利か義務か？
- ◇権利であるならどう担保するか。公募枠を増やす、読み手に伝わるような発信をするなど
- ◇義務であるなら、自分でやる、任せる、分担や協力をするといった参加方法が考えられる
- ◇市民参画は、関わってくれる人を増やすプロセスとなる



## 〈2班〉

- ◇これまでもさまざまな市民参加は行われている
- ◇市民参加では、出された市民の意見がいかん反映されるかが重要
- ◇市民の意見の出し方にもルールがある
- ◇策定委員会では、いろいろな意見が出ており、それらをどうまとめていくかが今後の課題
- ◇自治基本条例のように白紙状態から作り上げていく場合には、話し合いの進め方やルールを明確にし、信頼関係の構築、意見の尊重が必要

## 〈3班〉

- ◇市民参加は権利。機会を逃すのはもったいない。市民自らが情報をキャッチしていく必要がある
- ◇自治基本条例を市民目線で白紙状態から作っていくプロセスを経ることにより、市民の意識を変えていくきっかけづくりにしたい
- ◇市民参加を通じて人のつながりができる

## 〈4班〉

- ◇機関の名称や公募のルール、附属機関の統廃合等整理などを検討する必要性
- ◇一般市民、各団体、様々な年齢層など、幅広い参加を推進する手法を研究する必要性
- ◇意見を出しやすい雰囲気づくりや情報の差をなくすための対応（勉強会など）が重要
- ◇市は市民意見の反映を大切にできる姿勢を見せることも必要
- ◇逆に市民主導のものに行政の人が参加するというのもあると良い



これらの意見を活かしながら「はじめの一步案 ver. 2」の内容をさらに充実させていきます。

【もっとくわしい古賀市自治基本条例についての情報／お問い合わせ先】

○インターネットでは、古賀市ホームページ下「注目コーナーピックアップ」の『自治基本条例』のアイコンをクリックするか、検索サイトで『古賀市自治基本条例』を検索してください。スマートフォンは、右のQRコードを読み込んでください。

○お問い合わせ先（事務局）：古賀市総務部 コミュニティ推進課 コミュニティ推進係  
・電話：092-942-1165 ・Eメール：commu@city.koga.fukuoka.jp

